

令和元年度 第一回定期監査等報告書

I 監査の概要

1 監査対象

(地方自治法第199条第4項関係)

町長部局、会計室、下水道事業、水道事業、教育委員会、議会事務局、
農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

(地方自治法第199条第7項関係)

社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会
公益社団法人 長洲町シルバー人材センター
長洲町SSC共同事業体
ながす未来館指定管理者共同事業体

2 監査の範囲

平成30年度下半期分（10月～3月）について、地方自治法第199条第1項及び長洲町監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

財政援助団体である社会福祉法人長洲町社会福祉協議会及び公益社団法人長洲町シルバー人材センターの、平成30年度下半期分（10月～3月）補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

また、公の施設の指定管理者である長洲町SSC共同事業体の平成30年度下半期分（10月～3月）における総合スポーツセンター、及びながす未来館指定管理者共同事業体の平成30年度下半期分（10月～3月）におけるながす未来館の指定管理業務に関する事務の執行及び施設の管理運営について監査を行った。

3 監査の方法

監査を効果的、効率的に実施するため、予め各課等に「監査調書」の提出を求め事前に内容等の調査をした。

当日は、主管長、担当者等の出席を求め、主管長から検討・指摘事項及び重点施策について説明を受けたあと、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が適正かつ効率的に行われているか、また、町が補助金を交付している個人及び団体は多く、実績報告書や収支決算書等について、担当職員から事情聴取しながら関係書類を監査した。

4 監査の実施期間及び日程

令和元年6月4日から令和元年7月26日までの18日間

実施月日	曜日	時間帯	監査実施対象	実施場所
6月4日	火	午前	腹栄中学校・長洲小学校	当該施設事務所
6月5日	水	午前	清里小学校・長洲中学校	当該施設事務所
6月6日	木	午前	六栄小学校・腹赤小学校	当該施設事務所
6月25日	火	終日	学校教育課	監査委員事務局室
6月26日	水	午前	六栄保育所・シルバー人材センター	当該施設事務所
		午後	子育て支援課	監査委員事務局室
6月27日	木	午前	社会福祉協議会	当該施設事務所
			指定管理者(ながす未来館)	〃
6月28日	金	終日	指定管理者(総合スポーツセンター)	当該施設事務所
7月2日	火	終日	生涯学習課	当該施設事務所
7月3日	水	終日	農林水産課・農業委員会	監査委員事務局室
7月4日	木	終日	住民環境課	〃
7月5日	金	午前	建設課	〃
		午後	議会事務局	〃
7月8日	月	午前	税務課	〃
		午後	会計室	〃
7月18日	木	終日	福祉保健介護課(地福・健福含む)	監査委員事務局室
7月19日	金	午前	福祉保健介護課	〃
7月22日	月	終日	総務課(選挙管理委員会含む)	監査委員事務局室
7月24日	水	午前	消防分団(第1、第7)・研修センター	当該施設等
7月25日	木	午前	水道課	当該施設事務所
		午後	下水道課	監査委員事務局室
7月26日	金	終日	まちづくり課	監査委員事務局室

II 監査の結果及び意見

1 総括

○財務に関する事務の執行について

平成31年3月末日現在の予算執行状況

(一般・特別会計)

(単位：千円、%)

会計名	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	執行率
一般会計	8,405,205	7,170,694	85.3	7,121,476	84.7
国民健康保険特別会計	2,166,075	2,165,200	100.0	2,094,923	96.7
介護保険特別会計	1,798,860	1,728,950	96.1	1,676,313	93.2
後期高齢者医療特別会計	203,149	196,588	96.8	195,970	96.5

※収納率及び執行率は対予算現額を表した数値

※一般会計の収納率及び執行率が低い主な要因は国庫補助金が繰越明許とされたことによるもの。

(下水道事業会計)

(単位：千円、%)

区分	収支の別	予算額	執行額	執行率
収益的収入及び支出	収入	910,325	911,794	100.2
	支出	884,507	851,893	96.3
資本的収入及び支出	収入	1,064,226	997,279	93.7
	支出	1,441,543	1,339,753	92.9

(水道事業会計)

(単位：千円、%)

区分	収支の別	予算額	執行額	執行率
収益的収入及び支出	収入	244,453	248,274	101.6
	支出	243,812	240,929	98.8
資本的収入及び支出	収入	2,400	1,695	70.6
	支出	74,010	69,643	94.1

2 共通事項

- (1) 各種財務伝票及び起案文書等に係る字句及び数字等の訂正は、二重線で消して訂正印を押した後、基本的にはその上部に、入りきれない場合は様式枠内の適正な場所に丁寧に記入すること。

- (2) 支出負担行為決議書の摘要欄の記入については、改めて説明を求めなくても内容がわかるような的確な書き方をすること。
- (3) 下半期分の定期監査時に提出する台帳（各種綴）は、負担行為決議書には下半期分の予算執行整理簿に印（付箋等）を付け、その他の綴には色用紙をはさんだり、付箋等を付けるなどして監査対象期間の開始箇所がわかるようにしておくこと。

3 個別検討・指摘事項

◇町長部局

(1) 総務課

- 検討事項 町有地貸付料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 出張命令伺・出張復命書綴の整備

(2) まちづくり課

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(3) 住民環境課

- 検討事項 し尿汲取り手数料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 出張命令伺・出張復命書綴の内容整備

(4) 福祉保健介護課

(ア) 福祉係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(イ) 介護保険係

- 検討事項 介護保険料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 出張命令伺・出張復命書綴の内容整備

(ウ) 国保医療係

- 検討事項 後期高齢者医療保険料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 特になし

(エ) 保健予防係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(才) 地域支援係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 備品台帳の整備

(5) 子育て支援課

- 検討事項 保育料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 支出負担行為決議書綴の内容整備

保 育 所

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(6) 税務課

- 検討事項 税全般の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 特になし

(7) 建設課

- 検討事項 町営住宅使用料の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 工事完了届に係る添付書類の内容整備

(8) 農林水産課

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 出張命令伺・出張復命書綴の内容整備

◇会 計 室

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇下 水 道 課

- 検討事項 下水道使用料及び受益者負担金の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 還付決議伺い書摘要欄に係る記入内容の統一

◇水 道 課

- 検討事項 水道料金の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 特になし

◇教育委員会

(1) 学校教育課

- 検討事項 幼稚園就園奨励費・学童保育料負担金の滞納整理事務の促進
- 指摘事項 補助金交付申請関係綴の内容整備

(2) 小中学校

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(3) 生涯学習課

(ア) 社会教育文化係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 指定管理協定書に基づく報告、調査、指示等の履行

(イ) 社会体育係

- 検討事項 協定支払金について
- 指摘事項 指定管理協定書に基づく報告、調査、指示等の履行

◇議会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇選挙管理委員会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇農業委員会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇各施設

(1) 消防分団格納庫 (第1分団・第7分団)

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(2) 町民研修センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 利用許可申請台帳の整備

(3) 地域福祉センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(4) 健康福祉センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 入館日計表の整備

◇財政援助団体（平成30年度下半期分）

(1) 社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会

平成30年度社会福祉事業補助金25,000,000円が4月10日付けで申請され、長洲町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第3条に基づき審査された結果、25,000,000円の補助金を決定し、10月10日に12,500,000円が下半期分として交付されている。また、5月27日に提出された実績報告書に基づく最終的な補助金額については、平成30年度における返還金はなく25,000,000円となっている。

町からの補助金が交付目的に従って執行され、適正な事務処理が行われているかについて、関係者から説明を聴取し、関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の遂行と円滑な運営を要望する。

(2) 公益社団法人 長洲町シルバー人材センター

高齢者の就業機会を確保し、その労働能力活用の推進を目的とした平成30年度事業費補助金8,500,000円が4月10日付けで申請され、長洲町補助金交付規則第4条に基づいた審査を経て、8,500,000円の補助金を決定し、下半期分として10月10日に4,250,000円が交付されている。

補助金が適正な事務処理により目的に沿って使用されているかについて、関係者から説明を聴取し、関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の遂行と円滑な運営を要望する。

◇指定管理者（平成30年度下半期分）

（1）長洲町SSC共同事業体

指定管理対象施設：長洲町総合スポーツセンター

平成30年度の指定管理料は39,528,000円、使用料収入は12,290,500円、自主事業収入9,702,765円、その他収入2,004,481円で、収入総合計額は63,525,746円となっている。支出は人件費25,628,413円、旅費・研修費224,469円、需用費18,319,925円、役務費704,493円、使用料及び賃借料1,524,364円、委託料5,661,457円、負担金5,000円、租税公課7,300円、自主事業費3,259,406円、雑費36,400円、一般管理費8,154,519円で支出総合計額は63,525,746円となっている。

基本協定書第6章第26条に基づき、今年度は1,210,250円が協定支払金として町へ納付されている。

利用状況については、年間利用者数は延べ151,635人で前年の157,880人に比べ6,245人減少し、対前年比96.0%の利用となっている。

指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」など、売上金管理関係台帳、施設管理関係台帳、備品借用願等を監査した。経理について、関係帳票、通帳等を照合し監査した結果、出納管理も適正であった。

事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に指摘を行ったので報告書では省略する。

今後も生涯学習課等関係機関と緊密な連携を取りながら、適切な維持管理に努められるとともに、事業目的の遂行と円滑な運営を要望するものである。

（2）ながす未来館指定管理者共同事業体

指定管理対象施設：ながす未来館

平成30年度の指定管理料は38,470,000円、使用料収入は3,502,507円、自主事業収入341,620円、その他収入が4,620,831円で収入総合計額は46,934,958円となっている。支出は人件費18,775,201円、旅費・研修費101,380円、需用費14,574,191円、役務費297,290円、委託料8,533,296円、使用料及び賃借料338,922円、負担金33,000円、自主事業費4,281,678円で支出総合計額は46,934,958円となっている。

基本協定に基づく基本条項は履行されており、指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」に関して、売上金管理関係台帳、備品出納台帳、施設

利用申請書等を抜粋して監査したほか、決算状況についても確認した。

経理取扱いも管理業務と自主事業を区分しており、専用口座に基づく出納管理も適正であった。また、今回、事務処理上の指摘事項はなかった。

3月31日をもって5年間の指定管理契約期間が終了し、新年度から新たな指定管理事業者へと引き継がれているが、本施設については、町の教育・文化施設の拠点としての役割を果たすべく、今後とも生涯学習課等関係機関と緊密な連携を取りながら適切な維持管理に努められ、事業目的の遂行と円滑な運営を図られるよう要望するものである。

Ⅲ むすび

今年度の第一回定期監査は、平成30年度下半期分を対象期間として監査を行った。関係各課等の財務関係諸帳簿や関係書類は概ね整備されており、効率的に執行されているものと認められた。

町税、保険料、諸証明料、使用料等の収納事務については、公金受渡簿、収納関係書類を抜粋して調べたところ、事務処理は適正に行われていた。

施設管理（指定管理施設を含む）については、施設使用申請書は適正に整備されており、使用申請内容から条例に則った施設運用が確認され、施設維持管理状況についても概ね良好であった。しかしながら、町内施設の老朽化の伸展は顕著であり、地域住民のニーズと施設ごとの現状を勘案し、公共施設の総合管理計画を基に優先順位をつけながら、今後とも、必要な財源の確保を念頭に置いた取り組みと適正な維持管理の推進を望むものである。

町補助金について完了報告書等の監査と担当者への聴取により、業務が適正に実施されているか監査を行ったところ、適正に対処されていた。

提出された関係書類において、不明な点、疑問点等については、説明を求め確認を行った。また軽微な注意事項については、監査の過程において触れたので記述は省略する。

平成30年度へ繰越された滞納額は、一般会計など6会計の総額で過年度滞納繰越額と合わせ196,316,064円となっている。個別に徴収状況を見ると、町民税、固定資産税、学童保育料、町営住宅使用料、し尿汲取り手数料、町有地貸付料、国民健康保険税、介護保険料及び水道使用料などで前年度より収納率が向上している一方、軽自動車税、保育料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料及び受益者負担金などは収納率が低下している。また、不納欠損処分額については、前年度の16,710,069円に対し、16,948,167円と増加しているものの、年度末における滞納額は昨年度末と比較すると全体で17,024,490円の減少となっており、滞納対策への各課の真摯かつ継続的な取り組みが伺え、一定の評価に値するものと考えられる。

関係課において、滞納徴収事務を重点施策の一つとして位置づけ、日々努力されてい

る結果であると推察するが、高齢者層の増加や昨今の年金問題、消費税率アップなど住民を取り巻く生活環境を考えると、今後ますます厳しい状況が続くことが危惧される。引き続き、全庁での協力体制を強固なものとして連携を深め、関係者との信頼関係の構築を図りながら、滞納整理及び発生防止（初期対策）について更に重点的に取り組んでいただきたい。

厳しい財政状況が続くなか、今後とも地域住民に理解と協力を得られるような公平性・信頼性のある業務遂行について、迅速・的確かつ丁寧に進めていかれることを要望し、定期監査の報告とする。

令和元年度 第二回定期監査等報告書

I 監査の概要

1 監査対象

(地方自治法第 199 条第 4 項関係)

町長部局、会計室、水道事業、下水道事業、教育委員会、議会事務局、
農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

(地方自治法第 199 条第 7 項関係)

社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会
公益社団法人 長洲町シルバー人材センター
長洲町 S S C 共同事業体
株式会社 舞台風

2 監査の範囲

令和元年度上半期分（4月～9月）について、地方自治法第 199 条第 1 項及び長洲町監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

財政援助団体である社会福祉法人長洲町社会福祉協議会及び公益社団法人長洲町シルバー人材センターの令和元年度上半期分（4月～9月）補助金に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。また、長洲町 S S C 共同事業体の令和元年度上半期（4月～9月）における総合スポーツセンター、株式会社舞台風の令和元年度上半期（4月～9月）におけるながす未来館及び長洲町図書館の指定管理業務に関する事務の執行及び施設の管理運営について監査を行った。

3 監査の方法

監査を効果的、効率的に実施するため、予め各課等に「監査調書」の提出を求め、事前に内容等の調査をした。

当日は、主管長、担当者の出席を求め、主管長から検討・指摘事項、今年度の重点施策等について説明を受けたあと、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が適正かつ効率的に行われているか、担当職員から事情聴取しながら関係書類を監査した。

4 監査の実施期間及び日程

令和元年10月25日から令和元年11月25日までの15日間

実施月日	曜日	時間帯	監査実施対象	実施場所
10月25日	金	午前	六栄保育所・シルバー人材センター・地域福祉センター	当該施設事務所
		午後	社会福祉協議会・指定管理者(ながす未来館)	〃
10月28日	月	午前	腹赤小学校・六栄小学校	〃
		午後	腹栄中学校	〃
10月29日	火	午前	清里小学校・長洲中学校	〃
		午後		
10月30日	水	午前	長洲小学校	当該施設事務所
		午後		
11月5日	火	終日	税務課	監査委員事務局室
11月6日	水	終日	学校教育課	〃
11月7日	木	午前	指定管理者(総合スポーツセンター)・健康福祉センター	当該施設事務所
		午後	生涯学習課	〃
11月8日	金	終日	まちづくり課(地域商社を含む)	監査委員事務局室
11月11日	月	終日	総務課(選挙管理委員会を含む)	〃
11月12日	火	午前	総務課(消防12・11・8分団・研修センター)	当該施設事務所等
		午後		
11月18日	月	午前	農林水産課・農業委員会	監査委員事務局室
		午後	水道課	当該施設事務所
11月20日	水	終日	福祉保健介護課	監査委員事務局室
11月21日	木	午前	議会事務局・会計室	〃
		午後	下水道課	当該施設事務所
11月22日	金	午前	建設課	監査委員事務局室
		午後	子育て支援課	〃
11月25日	月	終日	住民環境課(倉庫を含む)	監査委員事務局室等

II 監査の結果及び意見

1 総括

財務に関する事務の執行等について

監査の結果、令和元年9月末日現在での予算の執行等を見てみると次のとおりである。

[一般会計]

当初予算 6,927,000 千円でスタートし、地域優良賃貸住宅整備事業、担い手確保・経営強化支援事業、土砂災害危険住宅移転促進事業及び戸建木造住宅耐震改修事業で 1,178,220 千円が繰越明許費として繰越され、386,434 千円を追加補正し 8,491,654 千円となっている。収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

表の括弧内書は前年度分である。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
一般会計	(8,099,063)	(3,563,748)	(44.0)	(3,422,461)	(42.3)
	8,491,654	4,157,823	49.0	4,047,131	47.7

収入率については、前年同時期 44.0%と比べ 5.0 ポイント上昇の 49.0%となっている。また、予算執行率についても前年同時期 42.3%と比べ 5.4 ポイント上昇の 47.7%となっている。

町税等について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
町税（滞納繰越分含む）	(2,105,833)	(1,049,561)	(1,056,272)	(49.8)
	2,063,114	1,045,698	1,017,416	50.7
その他 （町税以外の収入）	(3,977,252)	(2,514,186)	(1,463,066)	(63.2)
	3,891,652	3,112,124	779,528	80.0
一般会計合計	(6,083,085)	(3,563,747)	(2,519,338)	(58.6)
	5,954,766	4,157,823	1,796,943	69.8

町税（滞納繰越分含む）の収納率については、前年同時期 49.8%と比べ 0.9 ポイント上昇の 50.7%となっている。

その他(町税以外の収入)の収納率についても、前年同時期 63.2%と比べ 16.8 ポイント上昇の 80.0%となっている。

[国民健康保険特別会計]

当初予算 2,155,000 千円でスタートし、追加補正は行われていない。
収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
国 保 会 計	(2,301,880)	(1,056,994)	(45.9)	(863,472)	(37.5)
	2,155,000	990,896	46.0	863,388	40.1

収入率については、前年同時期 45.9%と比べ 0.1 ポイント上昇の 46.0%となっている。また、予算執行率については、前年同時期 37.5%と比べ 2.6 ポイント上昇の 40.1%となっている。

国民健康保険税等について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
国 保 税 (滞納繰越分含む)	(466,982)	(135,706)	(331,276)	(29.1)
	427,242	129,961	297,281	30.4
そ の 他 (国民健康保険税以外)	(1,795,445)	(921,287)	(874,157)	(51.3)
	1,714,332	860,935	853,396	50.2
国 保 会 計 合 計	(2,262,427)	(1,056,994)	(1,205,432)	(46.7)
	2,141,574	990,896	1,150,677	46.3

国民健康保険税（滞納繰越分含む）の収納率については、前年同時期 29.1%と比べ 1.3 ポイント上昇の 30.4%となっている。

その他（国民健康保険税以外）の収納率については、前年同時期 51.3%と比べ 1.1 ポイント低下の 50.2%となっている。

[介護保険特別会計]

当初予算 1,752,000 千円でスタートし、12,972 千円を追加補正し、総額 1,764,972 千円の予算となっている。収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
介護保険特別会計	(1,795,676)	(871,322)	(48.5)	(692,877)	(38.6)
	1,764,972	849,049	48.1	701,223	39.7

収入率については、前年同時期 48.5%と比べ 0.4 ポイント低下の 48.1%となっている。また、予算執行率については、前年同時期 38.6%と比べ 1.1 ポイント上昇の 39.7%となっている。

介護保険料等について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
介護保険料 (滞納繰越分含む)	(361,501) 359,830	(177,986) 182,565	(183,514) 177,265	(49.2) 50.7
その他 (介護保険料以外の収入)	(1,402,230) 1,385,731	(693,335) 666,483	(708,894) 719,248	(49.4) 48.1
介護保険特別会計合計	(1,763,730) 1,745,561	(871,322) 849,049	(892,408) 896,512	(49.4) 48.6

介護保険料（滞納繰越分含む）の収納率については、前年同時期 49.2% と比べ 1.5 ポイント上昇の 50.7% となっている。

その他（介護保険料以外の収入）の収納率については、前年同時期 49.4% に比べ 1.3 ポイント低下の 48.1% となっている。

[後期高齢者医療特別会計]

当初予算 204,900 千円でスタートし、180 千円を追加補正し、205,080 千円となっている。収入率及び予算執行率については、下記表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
後期高齢者医療 特別会計	(205,108) 205,080	(63,763) 63,554	(31.1) 31.0	(44,782) 43,829	(21.8) 21.4

収入率については、前年同時期 31.1% と比べ 0.1 ポイント低下の 31.0% となっている。また、予算執行率についても、前年同時期 21.8% と比べ 0.4 ポイント低下の 21.4% となっている。

医療保険料等収入について

(単位：千円、%)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
医療保険料	(115,151) 124,045	(53,873) 55,521	(61,278) 68,523	(46.8) 44.8
繰入金	(17,923) 14,795	(8,963) 7,396	(8,960) 7,399	(50.0) 50.0
その他	(938) 664	(926) 636	(11) 27	(98.7) 95.8
後期高齢者医療特別会計合計	(134,012) 139,503	(63,763) 63,554	(70,248) 75,948	(47.6) 45.6

医療保険料の収納率については、前年同時期 46.8% と比べ 2.0 ポイント低下の 44.8% となっている。繰入金の収入済額 7,396 千円については、一般会計からの事務費繰入金、広域連合事務費繰入金である。

[水道事業会計]

本年度上半期の営業収益 111,865 千円（前年同時期 111,932 千円）は、0.1% 低下し、営業費用 40,872 千円（前年同時期 43,998 千円）も、7.1%低下している。

一方、流動資産の収入未済額 4,975 千円（前年同時期 5,212 千円）は、4.5%低下し、金額で 237 千円減少している。

予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。

水道使用料収入について（括弧内書は滞納繰越分を含む額）

（単位：円、％）

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
水道使用料	(118,178,617)	(113,203,200)	(4,975,417)	(95.8)
	113,719,890	110,763,970	2,955,920	97.4

水道使用料の収納率については、上半期分の収納率は 97.4%で、滞納繰越分を含めると 1.6 ポイント低下の 95.8%となっている。（調定額は上半期分）

[下水道事業会計]

本年度上半期の営業収益 178,440 千円（前年同時期 173,844 千円）は、2.6% 上昇し、営業費用 84,045 千円（前年同時期 85,638 千円）は、1.9%低下している。

一方、流動資産の収入未済額 4,568 千円（前年同時期 5,973 千円）は、23.5% 低下し、金額で 1,405 千円減少している。

予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。

受益者負担金等収入について（括弧内書は滞納繰越分を含む額）

（単位：円、％）

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
受益者負担金	(5,353,270)	(4,267,480)	(937,590)	(79.7)
	4,367,680	4,172,480	47,000	95.5
公共下水道使用料	(125,691,068)	(122,173,300)	(3,517,768)	(97.2)
	122,107,600	119,604,460	2,503,140	98.0
個別排水処理使用料	(988,900)	(950,860)	(38,040)	(96.2)
	961,600	923,560	38,040	96.0
特定地域排水処理使用料	(719,530)	(705,790)	(13,740)	(98.1)
	698,000	684,260	13,740	98.0

受益者負担金の上半期収納率については 95.5%だが、滞納繰越分を含めると 15.8 ポイント低下の 79.7%となっている。（調定額は全期分）

公共下水道使用料の収納率については、上半期分の収納率は 98.0%で、滞納繰越分を含めると 0.8 ポイント低下の 97.2%となっている。（調定額は上半期分）

個別排水処理使用料の上半期収納率は96.0%、特定地域排水処理使用料の上半期収納率は98.0%で、どちらも過年度分はすべて収入済であり、収入未済額については現年度分によるものとなっている。(調定額は上半期分)

2 共通事項

- (1) 各種文書及び伝票等の修正を行う場合は二重線で見え消しにし、訂正印を押印して行うこと。(修正液は使用しない。)
- (2) 支出負担行為決議書綴には予算執行を行っていない費目についても予算執行整理簿を綴り、監査対象期間における執行状況がわかるようにしておくこと。
- (3) 金額の訂正を行う場合は、間違っている数字のみの訂正ではなく、金額の全部を(1)により訂正すること。

3 個別検討・指摘事項

◇町長部局

(1) 総務課

- 検討事項 町有地貸付料の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、滞納対策として新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。
- 指摘事項 備品台帳の整備

(2) まちづくり課

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 各種点検結果報告書において同じ指摘が繰り返されないように適正に対応すること。
相手に渡す領収書(ふるさと広報分)は事後確認ができるように写しを取って収入済通知書に貼付しておくこと。

(3) 住民環境課

- 検討事項 し尿汲取り手数料の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、滞納対策として新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。
- 指摘事項 収入済通知書と領収書綴は収納日に合わせて取りまとめ綴ること。また、口座振替等で領収書がない場合はその内容がわかるようにしておくこと。

(4) 福祉保健介護課

(ア) 福祉係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(イ) 保健予防係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 母子保健事業の扶助費については、わかり易い予算計上の仕方を心掛けること。

(ウ) 国保医療係

- 検討事項 後期高齢者医療保険料の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、滞納対策として新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。
- 指摘事項 流用伝票は流用元及び流用先の両方に写しを綴っておくこと。

(エ) 介護保険係

- 検討事項 介護保険料の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、滞納対策として新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。
- 指摘事項 高額医療合算介護サービス費の充用が複数回行われているが、今後の推移を注視し現状の把握に努め、必要があれば対策を講じていくこと。

(オ) 地域支援係

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(5) 子育て支援課

- 検討事項 保育料の滞納事務は法に基づき適正に行うとともに、滞納対策として新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。
- 指摘事項 起案書等に追記する場合は鉛筆でなくペンで記入すること。

六栄保育所

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(6) 税 務 課

○検討事項

税全般の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。

○指摘事項

滞納整理に係る起案文書の書き方については、他業務との関連性を把握する観点から検討し統一すること。

自動交付機入出金明細綴の書き方（まとめ方）は住民環境課と協議し、わかり易い記載を工夫すること。

(7) 建 設 課

○検討事項

町営住宅使用料の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。

○指摘事項

委託業務等に係る各種書類の日付はもれなく記入しておくこと。

(8) 農林水産課

○検討事項

特になし

○指摘事項

補助金や負担金等に係る申請については、金額の算出基礎となる明確な資料の添付を求め精査すること。

(9) 会 計 室

○検討事項

特になし

○指摘事項

社会保険料等の伝票写しは裏面根拠内容の該当部分が一目でわかるようにしておくこと。（マーカー等により）

◇下 水 道 課

○検討事項

下水道使用料及び受益者負担金の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。

○指摘事項

流用・充用伝票下欄の表記については内容がわかる表現にしておくこと。

◇水 道 課

○検討事項

水道料金の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。

○指摘事項

特になし

◇教育委員会

(1) 学校教育課

- 検討事項 幼稚園就園奨励費及び学童保育料の滞納整理事務は法に基づき適正に行うとともに、新規滞納者を出さないよう初期対応を丁寧に行うこと。
- 指摘事項 教育長交際費において支出金額の根拠となる書面（領収書等）は必ず添付しておくこと。

(2) 小中学校

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(3) 生涯学習課

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇議会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇選挙管理委員会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇農業委員会事務局

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

◇実地監査

(1) 消防分団格納庫（12分団・11分団・8分団）

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(2) 地域福祉センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 特になし

(3) 町民研修センター

- 検討事項 特になし
- 指摘事項 レシート綴（日計表）は正確性、統一性をもった記入の仕方とすること。

(4) **健康福祉センター**

○検討事項 特になし

○指摘事項 継続利用の方向性が示されたのであれば、適宜手を加えるなど計画的な施設管理を行うこと。

◇**財政援助団体（令和元年度上半期分）**

(1) **社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会**

令和元年度社会福祉協議会補助金 25,000,000 円が 4 月 10 日付けで申請され、長洲町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第 3 条に基づき審査され、25,000,000 円の補助金を決定し、5 月 15 日に 12,500,000 円が上半期分として交付されている。町からの補助金が目的に従って適正な事務処理により、適正に使用されているかについて関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

(2) **公益社団法人 長洲町シルバー人材センター**

高年齢者の就業機会を確保し、高年齢者労働能力活用の推進を目的にした令和元年度シルバー人材センター事業費補助金 8,500,000 円が、4 月 10 日付けで申請され、長洲町補助金交付規則第 4 条に基づき審査され 8,500,000 円の補助金を決定し、4 月 24 日に 4,250,000 円が上半期分として交付されている。補助金が適正な事務処理により、使用されているかについて関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した結果、適正に処理されていた。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の円滑な運営を要望する。

◇**指定管理者（令和元年度上半期分）**

(1) **長洲町 S S C 共同事業体**

指定管理対象施設：長洲町総合スポーツセンター

施設の管理に関する基本協定に従った適正な施設管理、運用等がなされているかについて、関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した。

指定管理者の収入は、令和元年度の指定管理委託料 39,528,000 円のうち上半期分として支払われた 19,764,000 円のほか、使用料収入 6,549,575 円、自主事業収入 5,054,500 円、その他収入 809,700 円で、収入総合計額は 32,177,775 円となっている。支出は人件費 12,735,807 円、旅費・研修費 99,894 円、需用費 8,666,411 円、役務費 274,332 円、使用料及び賃借料 760,569 円、委託料

3,119,696 円、租税公課 4,000 円、自主事業支出 2,228,292 円、雑費 162,550 円、一般管理費 4,126,224 円で支出総合計額は 32,177,775 円となっている。

また、利用状況を見ると、上半期の総利用者数は 82,941 人で前年同時期の 81,469 人に比べ 1,472 人（1.8%）増加している。

指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」等に関しても、売上金管理関係台帳、施設管理関係台帳、契約書、委託業務完了報告書等を抜粋して監査したところ適正に管理運営されていた。

経理取扱いも管理業務と自主事業を区分してあり、専用口座に基づく出納管理も適正であった。

今後とも協定に基づき、定期的なモニタリングを行いながら関係機関と連携し、事業目的の推進に繋げていただきたい。

（2）株式会社 舞台風

指定管理対象施設：ながす未来館及び長洲町図書館

基本協定に従った適正な施設管理、運用等がなされているかについて、関係者から説明を聴取し、関係書類等を監査した。

指定管理者の収入は、令和元年度の指定管理料 48,590,000 円のうち上半期分として支払われた 26,590,000 円のほか、使用料収入 1,221,728 円、自主事業収入 214,828 円で収入総合計額は 28,026,556 円となっている。支出は、人件費 13,061,400 円、使用料及び賃借料 408,930 円、旅費 13,180 円、報償費 12,000 円、需用費 6,924,059 円、役務費 165,731 円、委託料 3,364,564 円、自主事業費 962,604 円、負担金 70,320 円で、支出総合計額は 24,982,788 円となっている。

また、指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」に関しては、売上金管理関係台帳、施設管理関係台帳、契約書、委託業務完了報告書等を抜粋して監査したところ適正に管理運営されていた。

経理取扱いも管理業務と自主事業を区分してあり、専用口座に基づく出納管理も適正であった。

令和元年度から新たな指定管理事業者へ引き継がれると同時に、指定管理の範囲も図書館の管理運営を併せたものへと広がっており、様々な観点から生涯学習課等関係機関との相互連携がこれまで以上に必要であると思われる。今後とも協定に基づき、定期的なモニタリングを行いながら、事業目的の推進に繋げていただきたい。

Ⅲ むすび

令和元年度上半期を対象期間として、今年度の第二回定期監査を行った。

関係各課等の財務関係諸帳簿や関係書類は概ね整備されており、効率的に執行されていた。また、年度途中での元号改正に伴い、通常とは異なる事務等への対応も少なからずあったと思われるが、前回監査における軽微な指摘事項については格段に減少傾向にあり、今後においても個々の確認作業の徹底を慣行するなど、引き続き丁寧な事務処理を心掛けながら職務を遂行されたい。

企業会計については、下水道事業における浄化センター施設の更新事業が完了し、町内下水道の普及・施設設備の管理運営に努めておられるところであり、水道事業においても安心・安全な水道水の提供に尽力されているところであるが、各管路等については、大規模な改修や更新時期を迎えている箇所も少なからずあると思われる。企業経営における安定的な維持・管理・運営のため、今年度中に策定予定のストックマネジメント（下水道事業）、アセットマネジメント（水道事業）を基にした計画的な経営の推進とともに経費削減についても思慮しながら、今後も堅固な管理運営を図られたい。

なお、事務処理上の軽微な注意事項については、監査時に各課担当者に注意を行ったので報告書では省略している。

今後も、町民に寄り添いながら、堅実でわかりやすい行財政運営に取り組まれるよう切に望むものである。